

新見市教育委員会 7月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和8年7月24日（金） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

職務代理者	松 井 健 一
-------	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	岩 井 等 司
生涯学習課長	三 村 真 司
学校教育課長	高 木 亮 彦
教育連携推進課長	掛 屋 正 美
教育総務課長	忠 田 真

6 記 録

午後3時30分 着 席

（令和8年7月24日（金）午後3時30分から午後5時00分）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 6 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議案の部

議第 3 2 号 令和 8 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

後藤教育長 続いて 6 の議事に移ります。

まず最初に議案の部ですが議第 3 2 号、令和 8 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について、学校教育課お願いします。

高木課長 議第 3 2 号、資料 1 ページをご覧ください。

今年度申請があった世帯数につきましてはそこに記載のとおり 8 8 世帯、1 28 名の児童生徒からの申請ということになっております。

そのうち基準に照らし合わせてこちらの方で査定をした結果、認定が適当だと判断できるものが 7 6 世帯 1 1 2 名。不適当であると判断できるものが 1 2 世帯 1 6 名ということになってございます。認定が不適当だと考えられる世帯につきましては世帯番号とともに、苗字をその下に記載をさせていただいております。よくご存じだと思いますけれど、その下に参考資料 2 としまして準要保護の認定、児童または生徒の属する世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1.5 倍以下であるというのが 1 つの内規となっております。それから参考までに昨年度、一昨年度の申請者、それから認定の数を記載させていただいておりますが、ご覧のとおり例年やはり申請者そのものも、児童生徒の

	減少に伴ってかも分かりませんが、減っているという状況でございます。今年度もまた減っているという現状でございます。以後、8 ページにわたって就学援助申請者一覧に、前年度所得額でありますとか、黄色の網掛けに書いてある行ですね、認定基準と比較したときの倍率ということになっております。赤字になっている世帯については、不認定、条件を満たさないという世帯、12 世帯となっております。しばらくお時間いただいて確認をいただければと思います。 慎重なご審議をお願いいたします。
後藤教育長	それではご意見をいただく前に、申請者の一覧表を添付しておりますので、5、6 分時間をとりたいと思います。ちょっと目を通していただいた後、ご意見ある方はちょうだいしたいと思っております。
各委員	(資料を確認いただく)
後藤教育長	よろしいでしょうか。それではご質疑がある方、挙手をお願いいたします。三上委員。
三上委員	前に聞いた事があるかもしれないのですが、前年所得がマイナスっていうのはどういう計算なのですか。
忠田課長	所管外ですが、恐らくですけども事業所得や農業所得などはマイナス所得になることがよくございます。収入から経費を引いたものです。それが最終的には赤字だったということになり得ますので、あとの給与所得に加えて農業所得が前年度から大きくマイナスの場合には最終的な所得はマイナス表示することもございます。農業所得につきましては減価償却費など、毎年ずっと継続的に経費が上がってきたりもしますので、継続的なマイナス表示になるところもあるのではと思っております。
三上委員	ありがとうございます。
後藤教育長	他にございますか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	それでは、議第 32 号については承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	承認と決めます。

議第 3 3 号 指定学校変更申請の承認について

後藤教育長

続いて議第 3 3 号、指定学校変更申請の承認について説明をお願いします。

高木課長

議第 3 3 号について説明をさせていただきます。資料 1 ページをご覧ください。ナンバー 1 の方につきましては現在 A 小学校区に居住されておりまして、A 小学校に通学されています。この度、7 月 21 日付けで B 小学校区に転居されました。学年途中であることですか、児童本人の希望、現在の人間関係及び、特に A 小学校は今、複式学級での授業、教育課程を組んでおりますが、B 小学校の単式学級となりますと、学習内容に大きな開きがあるということも考慮して、学習環境を継続したいという希望をお持ちで申請をされております。引き続き、A 小学校への通学を、とりあえず令和 9 年 3 月、今年度末まで希望で申請を受け付けております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

後藤教育長

ご質疑はございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

よろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは議第 3 3 号については承認といたします。

議第 3 4 号 公立大学法人新見公立大学監事の任命について

後藤教育長

続いて議第 3 4 号、公立大学法人新見公立大学監事の任命について、説明をお願いします。

掛屋課長

それでは議第 3 4 号、公立大学法人新見公立大学監事の任命についてであります。監事につきましては、地方独立行政法人法第 14 条第 2 項の規定に基づきまして、法人の設立団体の長である市長が任命することとされております。1 ページをご覧ください。任期につきましては 4 年となります。同法の規定に基づきまして、弁護士、公認会計士、税理士、その他実務に精通するもののうちから選任いたしますが、現監事の任期が令和 7 年度事業の財務諸表の承認日。本年 8 月下旬を想定しておりますが、これをもって満了することから次の期間の監事を任命するというものであります。次監事につきましては資料のとおり、税理士の黒杭良雄氏を継続してお願いをし、新たに実務精通者と

	して田中隆博氏を任命しようというものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑ございますか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	よろしゅうございますか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ないようですので、議第３４号は承認とさせていただきます。
協議・報告の部	
協第５号 令和８年度学校訪問について（後期）	
後藤教育長	続いて、協議報告の部に移ります。協第５号令和８年度学校訪問について（後期）。説明をお願いします。
高木課長	協第５号について説明をさせていただきます。１ページをご覧ください。委員の皆様におかれましては、１学期６月７月を中心に行いました前期７校の学校訪問、大変お世話になりました。次回定例会においてはですね、細かい学校訪問の様子等をまた報告を改めてさせていただけたらと考えております。ここでは１０月以降に実施を予定しております、残り１１校の日程についてお示しをしております。委員の皆様にはお忙しいところ恐れ入りますが、来週末７月３１日までに、また担当からメールを送らせていただきますので、ご希望の学校がもしありましたら二重丸を入れていただくか、参加可能な学校に丸を入れていただく形でご返信いただけたらと思います。今日私の方にご提出いただいても差し支えありませんので、スケジュールが分かればお願いできたらと思います。また事務局で調整をして、一覧表にしたものを改めてお送りしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
後藤教育長	後期の学校訪問について、何かご質疑ございますか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	よろしゅうございますか。

報第１５号 国登録有形文化財への登録について

後藤教育長

それでは続いて報告の部に移ります。

報第15号、国登録有形文化財への登録についてよろしくお願いします。

三村課長

報第15号、J R 姫新線岩山駅駅舎の国登録有形文化財への登録についてご報告いたします。1ページをご覧ください。昨年9月に登録有形文化財として文化財登録原簿へ登録手続きを行ってありました、J R 姫新線岩山駅駅舎が本年7月9日付で国登録有形文化財として登録されましたのでご報告いたします。これで市内に有形文化財は、千屋実の竹本住宅主屋、同じく竹本住宅長屋及び米蔵、上熊谷の戸田家住宅主屋、旧太池呉服店店舗兼主屋に次ぐ5例目となります。生涯学習課からは以上でございます。

後藤教育長

ご質疑ございますか。

各委員

(なしの声)

報第16号 哲西地域の学校統合について（要望）

後藤教育長

それでは続いて、報第16号、哲西地域の学校統合について（要望）です。説明をお願いします。

忠田課長

それでは報第16号、哲西地域の学校統合についての要望につきまして報告をさせていただきます。1ページをご覧くださいと思います。教育長報告にもございましたけれども、先般7月16日木曜日に哲西の教育を考える会から哲西地域の矢神小学校、野馳小学校、哲西中学校の3校の統廃合に係る要望書が市長に提出されました。要望事項につきましては、2ページをご覧くださいと思います。要点を簡潔にご説明させていただきますと、1番目、現在の哲西中学校の場所に哲西地域の3校、2小、1中を統合した義務教育学校の開設を希望するということ。2番目、学校の開校時期でございますが、令和11年4月を目途にできるだけ早期の開校を希望するということ。それから1つ飛んで4番目、矢神方面、野馳方面から通学する小学生のためのスクールバスの運行を希望するということ。それから、5番目、統合に係る制服、体操服等はすべて新しいものを支給してほしいということ。6番目、新設校の開校に向けた、改修工事等については、子どもの教育に支障がないように進めてほしいという内容の要望書が提出されているというものでございます。要望書の提出に至った経緯や理由等につきましては、1ページ目をご覧くださいと思うのですけれども、本文の5行目以降に今後の児童生徒数の増加が見込めないということ。それから、認定子ども園で一緒だった友達と小学校で

分かれて、また中学校で1つになるということを改善したいという理由から町内の学校運営協議会、PTA、地域住民の会で統合について検討された結果の要望事項であるということでございます。事務局といたしましては、今後当該地域の小中学校の統廃合につきまして検討を行っていくこととしておりますが、本年の3月の定例会でご審議をいただきました、最後にお付けしております資料にあります、「新見市立小中学校における適正規模・適正配置の考え方」の抜粋の文章を書かせていただいているのですけれども、それを見ていただければと思いますが、哲西中学校につきましては令和12年度以降3学年中2つの学年が1桁の生徒数になってきます。令和19年の新1年生につきましては、4名と今の時点では想定されております。またこの適正規模を検討していく上で、適正規模の考え方っていうのを議論してきましたけれども、中学校ベースでは再編の対象基準に哲西中学校が該当していくということになっております。また、校舎を改修してほしいとの要望でございますが、そちらの改修をする場合につきましては、費用積算でございますとか、工事のスケジュール、それから、要望にもございますが、スクールバス路線の整備に向けたバスの購入等、プールの事業のあり方ということなどを総合的に、今後検証を行う必要があると考えております。事務局の中での協議におきましては、まずは対象児童生徒の保護者の意見を聞く必要があると判断しておりまして、今後慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方にもぜひご相談をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。教育総務課からは報告については以上でございます。

後藤教育長

ご質疑はございますか。長谷川委員。

長谷川委員

義務教育学校としてというように書かれているのですが、小中一貫校か義務教育学校かの違いの説明とか、十分な検討や話し合いを進められた上で義務教育学校と決められているのですか。

高木課長

この哲西の教育を考える会の皆様が、昨年度も様々な県内の義務教育学校それから小中一貫校どちらも視察には行かれていらっしゃいます。地域で説明会も設けて義務教育学校、小中一貫校それぞれのメリットデメリットみたいなものも十分に説明をしたと伺っておりますが、何しろ専門性も高い内容もあったりするので、すべてのこちらの方が正しくそれをご理解されているかというのは分からないところもありますので、先ほど忠田課長が申し上げましたとおり、やはり保護者の声を直接聞くことも必要であろうというふうにこちらとしてはしております。

長谷川委員

聞き逃したかもしれないですけど、場所は中学校に新しく増設するということですか。

忠田課長

そうですね、要望としましては、哲西中学校がちょうどどうかは分かりませんが、矢神と野馳小学校の中間点になる場所に課題はありますが、あるということでそちらの校舎を改修して、小中学校を一緒にした義務教育学校というのが希望を持たれているということでございます。

後藤教育長

他にございますか。補足ですけれども市長、それから私、岩井部長3名で、5名の方から出された要望書を先般受け取りました。要望書についても確かに確認をさせていただいております。冒頭あいさつで本年度末、新砥小学校が統合をするという話をしました。それから昨年度末に2小学校が統合をしました。それから今までは井倉小学校であるとか、萬歳小学校であるとか、いわゆる地域運営組織の長となる地域の方の代表がよく意見をまとめてきてくださって、要望書を出す前に私どもとしっかり協議をする中、2年から3年かかっております。そこである程度の論点がまとまった中で要望書を受け取るという形で、軌轢なく今日まできておりますが、今回の私はちょっと若干違います。まず要望書を受け取り、そしてこれから協議が始まる。あくまでも11年4月開校という要望ということ忠田課長が言いましたけれども、それが実現するかどうかは、まだ不透明であります。まだまだ私どもの範囲で協議をしなければいけないところが多々あるなど思っております。当日要望書を受け取ったときの市長の答弁は「子どもに最適な環境を用意するために、あらゆる可能性を含めて考えていきます」という書き方をしております。報道さんにも言葉が走っていないようにお願いをしていたところです。ということで、この要望書を受けて昨日、私どもも教育部内で協議いたしまして、その中で大きな課題を当面、忠田課長が先ほど申しあげました課題がまだあるなどということは説明させていただきましたが、これからさらに突っ込んだことを住民の方、あるいは代表の方と連絡をとりながら進めていくと解釈をしていただければよろしいかなと思います。

長谷川委員さんから良いご質問がございましたが、小中学校であるとか、義務教育学校であるとか、かなり専門性の高い協議になってきますので、まず例えば、その資料にも載っていますように、中学生が20人台ぐらいになってきたときに小学生を含めて50人ぐらいの学校の中で、中学生20人そういう中で義務教育学校7年生、8年生、9年生としてやっていくのがいいのか、ある程度一中へも近いわけですから、一中への統合も考えたほうがいいのかといったようなところもまだまだ出てくるような気がしますので、そういったところも

ひざを交えて、まず保護者の意見を聞きながらまとめてきていらっしゃるということを伺っております。これからいろいろとご意見が出てくる中で対応していきながら、何が子どもにとって最適な環境なのかということをあらゆる可能性を含めて考えていく、そういう時期が来たなと解釈をしてください。よろしくお願いします。他にありませんか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、以上で協議報告の部を終わりたいと思います。

7 閉 会

後藤教育長

7 月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後 5 時 0 0 分)